

小早川智明・東電社長 殿

## 申し入れ

2020年12月7日

原発問題住民運動全国連絡センター

筆頭代表委員・伊東達也

東京都千代田区神田三崎町2-11-13 MMビルII 402

電話03-5215-0577 FAX03-5215-0578

福島第一原発事故から10年を迎えますが、被災者・被災地対策も、事故収束対策も進まず、いまなお避難指示が出た区域でも6万人近い人びとが故郷に戻れていません。

東京電力と国は、原子力災害の加害責任について根本的な反省もせず、相変わらず、被災者・被災地に大きな痛苦を強めています。

東電と国は、福島第一原発事故の処理水対策の場当たり対応の失敗を、ここに来て新たに被災者・被災地に押しつけ、住民の不安・心配を大きく増幅させています。

福島第一原発事故の福島原発集団訴訟では最大規模の福島原発生業訴訟に対して、仙台高裁判決(9月30日)は、津波に対する備えをしなかった東電と国の責任を厳しく断罪しました。また、福島原発避難者訴訟に対して、仙台高裁判決(3月12日)は、市民団体の申し入れを無視して津波対策を先送りした東電の責任(原告らは国の責任は問うていない)を厳しく断罪しました。原告らからの上告するなどの申し入れにもかかわらず、国と東電は、控訴しました。ここには、国と東電の原子力災害の加害責任に対する反省がまったくないことが端的に示されています。

福島第一原発事故後10年を迎えますが、福島第一原発事故の検証、原子力政策の検証は行われていません。にもかかわらず、国と電力会社は、いまなお原発依存・固執をつづけています。原発依存・固執は、福島第一原発事故再来の道であり、東芝の経営危機に示されるように日本の経済を大きく歪め、日本の将来のエネルギーの主流たるべき再生可能エネルギー開発を大きく抑制するものです。

菅首相は、さきに2050年までに温室効果ガス排出「ゼロ」を表明し、「原子力を含めてあらゆる選択肢を迫及する」としています。地球温暖化対策に原発の選択はありえないことです。原発依存・固執の再宣言にほかなりません。

私たちは、国と東電に、福島第一原発事故の発生の加害責任を率直に認め、真摯に被災者・被災地対策、事故収束対策に取り組むことを求めます。また、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギーへの転換を求めます。

この立場から次の申し入れを行います。

## 記

- 1、東電は、被災者・被災地対策と事故収束対策について、原発事故10年を迎えて、どのように検証し、今後、どのように対応するのか、それらを簡潔に示してください。
  - ①、被災者の現状について
    - \*東電が認識しているおもな内容について
    - \*それぞれへの対応策について
  - ②、被災地の現状について
    - \*東電が認識しているおもな内容について
    - \*それぞれへの対応策について
  - ③、事故収束の現状について
    - \*東電が認識するおもな内容について
    - \*それぞれへの対応策について
- 2、東電の被災者・被災地対策、事故収束対策は進まず、被災者と被災地は引き続き深刻な被災状況のもとでの生活を強いられています。
  - ①、こうした事態について、東電は「お詫びします」とは言いますが、「謝罪します」とは言いません。これはどういうことですか!?
  - ②、これは国と東電に、原子力災害の加害責任について反省していないからです。東電はどう考えますか!?
  - ③、国と東電が原子力災害の加害責任を率直に反省し、被災者・被災地対策、事故収束対策に真摯に取り組むことを求めます。
- 3、被災者・被災地対策、事故収束対策の失敗の尻ぬぐいを被災者・被災地に押しつけたり、住民に新たな不

安・心配を押し付けたりすることがあってはなりません。

①、東電は、これに同意されますか!?

②、今回の福島第一原発事故による汚染処理水の海洋放出問題は、新たにこれに当たります

東電の処理水対策は場当たり対応です。凍土壁工事は、東電が当初主張した効果を上げていません。多核種除去設備（アルプス）は、処理水の約7割余に基準を超える多くの核種が残っています。タンク貯蔵に至っては場当たり対応の最たるものです

処理水対策は、福島原発の敷地内の地下水量（東電は原発建設時からこのことは承知済み）を考慮すれば、当初から1000トンの級タンクではなく大型タンク（例えば石油備蓄10万トンの級タンク）・長期貯蔵で臨むべきもの。それを1000トンの級タンクで対応し、現在、処理水タンク貯蔵は123万トン（9月17日現在、タンク1044基）、タンク建設計画は2020年末までの137万トンが限界として、「海洋放出」を被災地に迫っているのが現状です。大型タンク貯蔵・長期保管にしていれば、現在タンク13基、放射能の自然減衰を待てばいいものでした

私たちは、抜本対策を求めます

4、仙台高裁の二つの判決に対して、東電の責任ある対応を求めます。

①、福島原発生業訴訟に対して、仙台高裁判決（9月30日）は、東電と国の責任を厳しく断罪しました

\*判決が東電の責任とした内容を簡潔に説明ください

\*指摘された諸点に対する東電の認識・対応を示してください

②、福島原発避難者訴訟に対して仙台高裁（3月12日）は、市民団体の申し入れを無視して津波対策を先送りした東電の責任を厳しく断罪しました

\*判決がいう「市民団体」とは「原住連」のことです。

判決は、「市民団体からも繰り返し津波に対する抜本的対策を求める申し入れがされていたにも関わらず、平成20年津波試算が確立した知見にもとづくものではないこと等を理由に、本件事故までの間、具体的な対策工事を計画又は実施するに至っていなかった」「…本件事故の発生に至ったという経緯を被害者の立場から見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に遺憾の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算入に当たっての重要な考慮事項とされるべきものである」と指摘しています

\*判決の「市民団体からも繰り返し津波対策を求める申し入れ」とは「原住連」の「東電への申し入れ」のことです。私たちは、この繰り返しの「申し入れ」が東電内でのどう取り扱われたのか、これまでの度重なる交渉で明らかにするよう求めてきましたが、今なお、十分な説明を受けていません。改めてその取り扱いについて説明ください

\*判決は、「…経緯を被害者の立場から見れば、このような被告（東電のこと）の対応の不十分さは、誠に遺憾の極み」と指摘しています。「被害者の立場」とは私たちの立場のことであり、私たちにとって、東電の「対応の不十分」さは「遺憾の極み」としています。東電はこれをどう考えますか!?

③、福島第一原発、第二原発は、チリ津波（1960年）後に建設されましたが、チリ津波級への備えはありませんでした。また、「平成20年津波試算」（2008年）を無視して、原発を運転してきました。津波への対策を怠った東電旧経営陣の刑事責任は免れ得ません

\*東電はこの常識的な認識をいまなお共有していませんが、今後も、その態度を押し通すつもりですか!?

\*原子力災害の加害責任の反省は、津波対策の備えを怠ったことを認めることから始まるものです。これは争い得ない現実ですが、東電はどう考えますか!?

5、東電は時効問題について「一律に対応しない」「柔軟に対応します」と表明していますが、2021年3月11日以降、「時効を主張しない」と表明することを求めます。

6、原子力災害を起こし、加えてその反省もない東電は、原子力事業者としての資格も能力もないことを自覚すべきです。東電は、本来、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギー開発の先頭に立つ責務があります。

①、東電は柏崎刈羽原発（新潟県柏崎市・刈羽村）の再稼働に固執しています。あってはならないことです

\*新潟県の原発の安全に関する技術委員会による報告書がまとめられました。東電は、この検証結果をどのように受け止めていますか!?

\*福島第一原発事故の教訓に照らせば、東電が率先して再稼働をやめるべきではありませんか!?

②、東電は日本原電の東海第二原発（茨城県東海村）の60年運転再稼働への安全対策費3,500億円のうち2,200億円を支援することを決めています。これは、原子力災害の損害賠償などを打ち切る一方、他の電力会社の原発再稼働には資金提供するという本末転倒の措置といわねばなりません

③、東電は原子力災害を起こした当事者です。原子力事業者としての基礎的能力がないことを示しています。また、事故後の諸対応も、東電の原子力事業者としての資格、能力の欠如を改めて示すものです。

東電はそれをわきまえるべきですが、どうですか!?

(以上)

池辺和弘・電気事業連合会会長 殿

## 申し入れ

福島第一原発事故から10年を迎えますが、被災者・被災地対策も、事故収束対策も進まず、いまなお避難指示が出た区域でも6万人近い人びとが故郷に戻れていません。

東京電力と国は、原子力災害の加害責任について根本的な反省もせず、相変わらず、被災者・被災地に大きな痛苦を強めています。

東電と国は、福島第一原発事故の処理水対策の場当たり対応の失敗を、ここに来て新たに被災者・被災地に押しつけ、住民の不安・心配を大きく増幅させています。

福島第一原発事故の福島原発集団訴訟では最大規模の福島原発生業訴訟に対して、仙台高裁判決（9月30日）は、津波に対する備えをしなかった東電と国の責任を厳しく断罪しました。また、福島原発避難者訴訟に対して、仙台高裁判決（3月12日）は、市民団体の申し入れを無視して津波対策を先送りした東電の責任（原告らは国の責任は問うていない）を厳しく断罪しました。原告らからの上告するなの申し入れにもかかわらず、国と東電は、控訴しました。ここには、国と東電の原子力災害の加害責任に対する反省がまったくないことが端的に示されています。

福島第一原発事故後10年を迎えますが、福島第一原発事故の検証、原子力政策の検証は行われていません。にもかかわらず、国と電力会社は、いまなお原発依存・固執をつづけています。原発依存・固執は、福島第一原発事故再来の道であり、東芝の経営危機に示されるように日本の経済を大きく歪め、日本の将来のエネルギーの主流たるべき再生可能エネルギー開発を大きく抑制するものです。

菅首相は、さきに2050年までに温室効果ガス排出「ゼロ」を表明し、「原子力を含めてあらゆる選択肢を迫及する」としています。地球温暖化対策に原発の選択はありえないことです。原発依存・固執の再宣言にほかなりません。

私たちは、国と東電に、福島第一原発事故の発生の加害責任を率直に認め、真摯に被災者・被災地対策、事故収束対策に取り組むことを求めます。また、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギーへの転換を求めます。

この立場から次の申し入れを行います。

## 記

- 1、電事連は、被災者・被災地対策と事故収束対策について、原発事故10年を迎えて、どのように検証し、今後、どのように対応するのか、それらを簡潔に示してください。
  - ①、被災者の現状について
    - \*電事連が認識しているおもな内容について
    - \*それぞれへの対応策について
  - ②、被災地の現状について
    - \*電事連が認識しているおもな内容について
    - \*それぞれへの対応策について
  - ③、事故収束の現状について
    - \*電事連が認識するおもな内容について
    - \*それぞれへの対応策について
- 2、被災者・被災地対策、事故収束対策は進まず、被災者と被災地は、引き続き深刻な被災状況のもとでの生活をいまなお強いられています。
  - ①、電事連は、この事態を認識していますか!?
  - ②、国と東電は、原子力災害に対して「お詫びする」とはいいますが、「謝罪する」とはいいません。これは国と東電が原子力災害の加害責任について反省していないからですが、電事連はどう考えますか!?
  - ③、電事連は日本の原子力政策の全面的な検証をリードする責任があります。電事連の基本的責務ではありませんか!?
  - ④、国と東電は原子力災害の加害責任を率直に反省し、被災者・被災地対策、事故収束対策に真摯に取り組むことが求められますが、電事連はどう考えますか!?

3、被災者・被災地対策、事故収束対策の失敗の尻ぬぐいを被災者・被災地に押しついたり、住民に新たな不安・心配を押し付けたりすることがあってはなりません。

①、電事連はこのことに同意されますか!?

②、今回の福島第一原発事故による汚染処理水の海洋放出問題は、これに当たります

東電の処理水対策は場当たり対応でしかないものです。凍土壁工事は、東電が当初主張した効果を上げていません。多核種除去設備（アルプス）は、処理水の約7割余に基準を超える多くの核種が残っています。タンク貯蔵に至っては場当たり対応の最たるものです。

処理水対策は、福島原発の敷地内の地下水量（東電は原発建設時から承知済みのこと）を考慮して、当初から1000トンの級タンクではなく大型タンク（例えば石油備蓄10万トンの級タンク）・長期貯蔵で臨むべきもの。それを1000トンのタンクで対応し、現在、処理水タンク貯蔵は123万トン（9月17日現在。タンク1044基）、タンク建設計画は2020年末までの137万トンが限界として、「海洋放出」を被災地に迫っているのが現状です。大型タンク貯蔵・長期保管にしていれば、現在13基、放射能の自然減衰を待てばいいものです。

私たちは、抜本対策を求めます。電事連はどう考えますか!?

4、仙台高裁の二つの判決について。

①、福島原発生業訴訟に対して、仙台高裁判決（9月30日）は、東電と国の責任を厳しく断罪しました。また、福島原発避難者訴訟に対して、仙台高裁判決（3月12日）は、市民団体の申し入れを無視して津波対策を先送りした東電の責任を厳しく断罪しました

\*電事連は、仙台高裁の二つの判決をどう受け止めていますか!?

②、福島原発避難者訴訟に対して、市民団体の申し入れを無視して津波対策を先送りした東電の責任を厳しく断罪しました

\*判決がいう「市民団体」とは、私たち「原住連」のことです。

判決は「市民団体からも繰り返し津波に対する抜本的対策を求める申し入れがされていたにもかかわらず、平成20年津波試算が確立した知見にもとづくものではないこと等を理由に、本件事故までの間、具体的な対策工事を計画又は実施するに至っていなかった」「本件事故の発生に至ったという経緯を被害者の立場から見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に遺憾の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算入に当たっての重要な考慮事項とされるべきものである」と指摘しています

\*判決の「市民団体からも繰り返し津波対策を求める申し入れ」とは「原住連」の「東電への申し入れ」のことです。私たちは、この繰り返しの「申し入れ」が東電内でどう取り扱われたのか、明らかにするよう交渉してきましたが、今なお、十分な説明を受けていません

電事連として、東電の対応をどう考えますか!?

\*判決は、「…経緯を被害者の立場から見れば、このような被告（東電のこと）の対応の不十分さは、誠に遺憾の極み」としています。「被害者の立場」とは私たちの立場のことであり、私たちにとって、東電の「対応の不十分」さは「遺憾の極み」です。電事連はこの「遺憾の極み」を共有されますか!?

③、福島第一原発、第二原発は、チリ津波（1960年）後に建設されましたが、チリ津波級への備えはありませんでした。また、「平成20年津波試算」（2008年）を無視して原発を運転してきました。津波対策を怠った東電旧経営陣の刑事責任は免れ得ないものです

\*東電はこの認識をいまなお共有していませんが、電事連としてはどう考えますか!?

\*原子力災害の加害責任の反省は、津波対策を怠ったことを認めるところから始まります。これは争い得ない現実ですが、電事連はどう考えますか!?

5、原子力災害を起こし、しかも反省もない東電は、原子力事業者としての資格も能力もないことを自覚すべきです。原発事故を反省するのであれば、本来、東電には、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギー開発の先頭に立つ責務があります。

①、電事連はそれをリードする責任がありますが、どう考えますか!?

②、電事連は日本の原子力政策の全面的な検証をリードする責任があります。電事連の基本的責務ではありませんか!?

(以上)

更田豊志・原子力規制委員会委員長 殿

## 申し入れ

福島第一原発事故から10年を迎えますが、被災者・被災地対策も、事故収束対策も進まず、いまなお避難指示が出た区域でも6万人近い人びとが故郷に戻れていません。

東京電力と国は、原子力災害の加害責任について根本的な反省もせず、相変わらず、被災者・被災地に大きな痛苦を強めています。

東電と国は、福島第一原発事故の処理水対策の場当たり対応の失敗を、ここに来て新たに被災者・被災地に押しつけ、住民の不安・心配を大きく増幅させています。

福島第一原発事故の福島原発集団訴訟では最大規模の福島原発生業訴訟に対して、仙台高裁判決(9月30日)は、津波に対する備えをしなかった東電と国の責任を厳しく断罪しました。また、福島原発避難者訴訟に対して、仙台高裁判決(3月12日)は、市民団体の申し入れを無視して津波対策を先送りした東電の責任(原告らは国の責任は問うていない)を厳しく断罪しました。原告らからの上告するなどの申し入れにもかかわらず、国と東電は、控訴しました。ここには、国と東電の原子力災害の加害責任に対する反省がまったくないことが端的に示されています。

福島第一原発事故後10年を迎えますが、福島第一原発事故の検証、原子力政策、原子力規制の検証は行われていません。にもかかわらず、国と電力会社は、いまなお原発依存・固執をつづけています。原発依存・固執は、福島第一原発事故再来の道であり、東芝の経営危機に示されるように、日本の経済を大きく歪め、日本の将来のエネルギーの主流たるべき再生可能エネルギー開発を大きく抑制するものです。

菅首相は、さきに2050年までに温室効果ガス排出「ゼロ」を表明し、「原子力を含めてあらゆる選択肢を迫及する」としています。地球温暖化対策に原発の選択はありえないことです。原発依存・固執の再宣言にほかなりません。

私たちは、国と東電に、福島第一原発事故の発生の加害責任を率直に認め、真摯に被災者・被災地対策、事故収束対策に取り組むことを求めます。また、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギーへの転換を求めます。

原発依存・固執の背景には、日本の原子力安全規制が推進と癒着して実施されている由々しき事態が指摘されます。このことを念頭に置きつつ、次の申し入れを行います。

### 記

1、原発事故から10年を迎えますが、この節目に当たり、日本の原子力安全規制について、事故以前と事故以降の検証を求めます。

①、第一に、原子力規制委員会の相反任務的性格について

\*福島第一原発事故を受けて、規制委が設置されましたが、規制委設置法は原子炉規制法の一部改正(原発の「通常40年運転」「特例60年運転」の条文化)とセットで成立しました。このことは規制委が「推進」と「規制」の相反任務的性格を負わされて発足したことを示しています

\*私たちは、規制委発足以来、規制委との交渉で、規制委の相反任務的性格を指摘し、規制委が規制任務に専念すべきであることを求めてきました。今後も、規制委が名前通りの規制委となることを改めて求めます。規制委は、この指摘をどう受け止めてきましたか!?

注:国際原子力機関(IAEA)は、「原子力発電所の安全基準(政府組織)で「規制機関の役割と責任」として「規制機関はその国境内の原子力発電所の立地、設計、建設、試運転、運転及び廃止措置における原子力安全に関連した全ての問題について、政府としての全ての監視、管理に対する責任を持たねばならない」「規制機関は原子力の推進に対して、責任を負ってはならない。また、加盟国内のこの責任を有する組織から独立していなければならない」などの基準を示している

②、第二に、福島第一原発事故以前の原子力安全規制について

\*事故前の日本の安全規制は、商業炉は経産省、研究炉は文科省、船用炉は運輸省(当時)の安全規制担当機関が一次審査を担い、原子力安全委員会が二次審査(ダブルチェック)を担うとされてきました。これらの規制機関は、IAEAがいう規制機関の国際基準から大きく逸脱したものでした

\*日本は、米・旧ソ連の苛酷事故の教訓としてのIAEAの勧告「原子力発電所のための基本安全原則」の国内実施を拒否してきました

\*原子力安全委員会は、「日本で苛酷事故は起こりえない」として、苛酷事故対策を国の規制対象から外し、事業者の自主的活動と位置づけました(平成4<1992>年5月28日付原子力安全委員会決定文書。事故直後に安全委は決定文書を廃止措置)

\*「防災対策原子力対策編」は、実施当初から安全規制の公的規制の対象外に置かれました

\*私たちは、日本の規制機関は(IAEA)の規制機関の国際基準に則った規制機関の不在のもとでの原発の日本立地は、原発の潜在的危険を増幅するものと指摘し、日本の原発は苛酷事故に対して「裸の王様」状態だとして抜本対策を求めてきました。しかし、国と電力会社は受け入れず、対策を怠る中、福島第一原発事故が発生しました

\*福島第一原発事故は、起こるべきして起きた事故であり、人災です。規制機関の責任は極めて重大です。福島第一原発事故の検証に当たって、日本の規制体制の検証は不可欠です。規制委はどう考えますか!?

③、第三に、福島第一原発事故以降の安全規制について

\*ここでの検証対象は規制委の規制活動です

\*規制委は、原発再稼働への新規制基準を示し、その適合性審査を実施してきました